

重要事項説明書

作成日 令和7年5月1日

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人 聖峰会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 鬼塚 一郎
所在地	福岡県久留米市田主丸町益生田 8 9 2 番地
資本金（出捐金）	3 7 0 万円
法人の理念	地域のために 地域とともに あふれる愛・限らない夢 燃える心・かけがいのない生命
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設 サンライフ聖峰 通所リハビリテーション デイケアセンひまわり 短期入所療養介護サンライフ聖峰 指定居宅介護支援事業者ひまわりケアプランサービス 指定居宅介護支援事業者善導寺ケアプランサービスひまわり 指定居宅介護支援事業者さくらケアプランサービス日田 訪問介護ひまわりホームヘルパーステーション 田主丸訪問看護ステーション 通所リハビリテーション パワーデイケア燦フラワー 認知症高齢者グループホームひまわり 2号館 認知症高齢者グループホームひまわり 3号館 認知症高齢者グループホーム さくら 通所介護事業さくらデイサービス日田 通所介護事業さくらデイサービスうきは 小規模多機能型居宅介護ひまわりの郷田主丸 小規模多機能型居宅介護ひまわりの郷吉井 小規模多機能型居宅介護ひまわりの郷うきは 小規模多機能型居宅介護さくらの郷日田
他の介護保険以外の事業	田主丸中央病院 マリン病院 健康科学センターサンヘルス聖峰

2. ホーム概要

ホーム名	グループホームひまわり館
ホームの目的	家庭的な環境のもとで、認知症高齢者の日常生活や機能訓練等の世話を専門的な知識と技術で支援していくことを目的とする。
ホームの運営方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
ホームの責任者	妹川 誠
開設年月日	平成14年4月1日
保険事業者指定番号	4077400143
所在地、電話・FAX番号	福岡県久留米市田主丸町田主丸1004 1 (電話) 0943-72-9512 (FAX) 0943-72-9513
交通の便	J R久大本線田主丸駅より徒歩8分 西鉄バス田主丸中央病院バス停より徒歩1分
敷地概要 (権利関係)	敷地面積 1.341㎡ (私有地)
建物概要 (権利関係)	構造: 木造一階建て 延床面積: 596.4㎡
居室の概要	全室個室 18室 (2ユニット) 洗面台、押入付き {14.25㎡ (8.0畳) 15.70㎡ (9.4畳) }
共有施設の概要	食堂、リビング、和室娯楽スペース、便所、浴室、洗濯所、脱衣室
緊急対応方法	介護老人保健施設サンライフ聖峰が隣接しており、又協力医療機関の救急告示田主丸中央病院との連携支援体制が整っている。
防犯防災設備 避難設備等の概要	消防署への自動通報システム及び消火器完備 防災訓練 年2回 事故発生時の対応マニュアル作成
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社
医療連携体制	看護師 (常勤) が日常的な健康管理等を行なう。

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
ホーム長（管理者）	1人		1			介護福祉士 介護支援専門員	福岡県痴呆介護実務者研修基礎課程 福岡県認知症高齢者実践リーダー研修 認知症対応型サービス事業管理者研修
管理者	1人		1			介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実務者研修終了 認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成担当者	2人		2			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護実務者研修終了
介護従事者	12人以上	12 以上		1		介護福祉士 ホームヘルパー2級	認知症介護実務者研修終了
看護師	1人				1	看護師	

4. 勤務体制

昼間の体制	6人以上（8：30 17：00）
夜間の体制	2人 夜勤体制（16：30 8：30）

5. 利用状況（令和 年 月 日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員 9人（ユニット数：2 ユニット）総定員 18
要介護度別	要支援2： 人、 要介護度1： 人、 要介護度2： 人、 要介護度3： 人、 要介護度4： 人、 要介護度5： 人

6. ホーム利用にあたっての留意事:

- ・面会時間については、14時00分 16時の間をお願いします（特変時は除く）。
- ・外出、外泊は随時可能ですが、事前に必ず届け出て下さい。
- ・欠食の連絡は7日前までにご連絡下さい
- ・所持品、備品等の持ち込みについては事前に必ず御相談下さい。
- ・設備、備品の利用については、随時御相談下さい。
- ・ペット等の持ち込みは、他利用者に迷惑をかけることがありますので、御遠慮願います。
- ・館内は原則禁煙となっておりますので、喫煙は御遠慮願います。
- ・その他不明な点は御相談下さい。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。 但し、入居後30日に限り、下記金額に1日あたり30円割増になります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。 料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供（家賃）	42,000円 / 月 （30日の場合）
食事の提供	朝食： 400円 昼食： 450円 夕食： 530円
個人消耗品の費用	別紙の水道光熱費及びその他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。

基本料金 ----- 別紙利用料金表を参照願います

介護保険料1日あたりの自己負担分【認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）】

介護費自己負担1割	短期利用共同生活介護費1割	介護費自己負担2割	短期利用共同生活介護費2割
要支援2 ・ ・749	要支援2 ・ ・777	要支援2 ・ ・1498	要支援2 ・ ・1554
要介護1 ・ ・753	要介護1 ・ ・781	要介護1 ・ ・1506	要介護1 ・ ・1562
要介護2 ・ ・788	要介護2 ・ ・817	要介護2 ・ ・1576	要介護2 ・ ・1634
要介護3 ・ ・812	要介護3 ・ ・841	要介護3 ・ ・1624	要介護3 ・ ・1682
要介護4 ・ ・828	要介護4 ・ ・858	要介護4 ・ ・1656	要介護4 ・ ・1716
要介護5 ・ ・845	要介護5 ・ ・874	要介護5 ・ ・1690	要介護5 ・ ・1748

介護費自己負担3割	短期利用共同生活介護費3割
要支援2 ・ ・2247	要支援2 ・ ・2331
要介護1 ・ ・2259	要介護1 ・ ・2343
要介護2 ・ ・2364	要介護2 ・ ・2451
要介護3 ・ ・2436	要介護3 ・ ・2523
要介護4 ・ ・2484	要介護4 ・ ・2574
要介護5 ・ ・2535	要介護5 ・ ・2622

上記介護費Ⅱに加え、対象者には下記の加算が算定されます。

- ・医療連携体制加算Ⅰ【57円/日】
- ・サービス提供体制加算（Ⅰ）【22円/日】
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【10円/月】
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）【基本報酬＋加算単位の186/1000】
- ・認知症ケア加算（Ⅰ）【3円/日】
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ）【200円/月】
- ・科学的介護推進体制加算【40円/月】
- ・退居時情報提供加算【250円/回】
- ・協力医療機関連携加算【100円/月】
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）【10単位/月】

※要支援2については、医療連携体制加算は含まれません。

※入居中に入院した場合、1月に6日を限度として、【246円/日】が算定されます。

※入居後30日間は初期加算として、1日あたり30円が加算されます。

加算については、別紙にて詳細を記載していますのでご確認ください。

8. 協力医療機関

協力医療機関名	田主丸中央病院 久留米市田主丸町益生田892 (電話) 0943-72-2460 (FAX) 0943-72-3293
診療科目、ベッド数等	内科、外科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、放射線科、精神科、神経科、眼科、皮膚科、泌尿器科、歯科、(許可病床数 347床)
協力医師	氏名：院長 鬼塚一郎 他(状態に応じその都度受診援助・距離80m)
ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：筑後の郷 松岡稚子、耳納の郷 高橋 里江 (電話) 0943-72-9512 (FAX) 0943-72-9513
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	①久留米東第2地域包括支援センター (電話) 0943-72-8055 (FAX) 0943-72-0833 ②機関名：福岡県久留米市保健福祉部・介護保険課 (電話) 0942-30-9247 (FAX) 0942-36-6845 ③機関名：福岡県国民健康保険団体連合会・介護保険課介護サービス相談係 (電話) 092-642-7859 (FAX) 092-642-7857 ④機関名：久留米市田主丸総合支所・地域振興課 (電話) 0943-72-2111 (FAX) 0943-72-3819

9. 利用者の人権の擁護及び虐待の防止の措置、身体的拘束等の適正化について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置する年4回開催し、そこで得た結果は介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- (3) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (4) 成年後見人制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を定期的を実施する
- (7) その他、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な措置を行います

職員は、入居者に対し、以下のような行為は行なわない

- (1) 殴る、蹴る等入居者の身体に侵害を与えること
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること、及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業をさせること
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行くこと
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入居者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 性的な嫌がらせをすること
- (9) 入居者を無視すること
- (10) 入居者の言語及び行動特徴等を模倣して辱めること

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする

10. 外部評価の実施について

- (1) 自己評価及び外部評価を年に1回実施する
- (2) 外部評価は、都道府県が選定した評価機関によって実施しサービス評価を受ける
- (3) 評価結果を踏まえ、総括的な評価を行い、提供するサービスの質の向上を図る
- (4) 評価結果は、入居者及びその家族へ提供するとともに、事業所内へ掲示する

11. 加算・減算について

下記の加算については、当事業所が市町村に届け出ている加算要件が整った場合に限り必要となります。

- (1) 医療連携体制加算 (I) [57単位/日]
事業所の職員として、看護師を常勤換算で1名以上配置していること。
事業所の職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
- (2) 認知症ケア加算 (I) [3単位/日]
認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上となり、認知症介護に関わる専門的研修（認知症実践リーダー研修）を修了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に係る会議を定期的を開催する体制が整った場合に算定。
※認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者のみ算定する。
- (3) サービス提供体制強化加算 (I) [22単位/日]
当事業所の介護従事者の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が70%以上配置され、厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に算定。
- (4) 看取り介護加算 [144単位/日] ※死亡日からの日数により異なる。
医師が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族等の同意を得て、当事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合に算定。
- (5) 生活機能向上連携加算 [200単位/月]
訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと。計画作成担当者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合に算定。

- (6) 若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護を行った場合に算定。
- (7) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）〔20単位／回〕※6月に1回を限度
介護サービス事業者の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (8) 利用者が入院したときの費用の算定について〔246単位／日〕
入居者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合に算定。算定は、一月に6日を限度となる。
- (9) 初期加算〔30単位/日〕
入居した日から起算して30日以内の期間について、1日につき30単位を算定する。
30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合も、同様に算定する。
- (10) 身体拘束廃止未実施減算〔10%/日減算〕
事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第97条第6項の記録（同条第5項に規定する身体拘束を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算する。
- (11) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）〔所定単位数の111/1000に相当する単位数〕
厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が利用者に対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定。※所定単位数・介護保険負担単位数の合計
- (12) 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）〔所定単位数の31/1000に相当する単位数〕
（Ⅰ）の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- (13) 介護職員等ベースアップ等支援加算〔所定単位の23/1000に相当する単位数〕
処遇改善加算ⅠⅢのいずれかを取得している事業所
賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
（Ⅰ 1. Ⅰ 2. Ⅰ 3）現行の加算や区分、要件に新たな加算率を合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。令和6年6月施行
- (14) 科学的介護推進体制加算〔40単位/月〕
入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- (15) 栄養管理体制加算〔30単位/月〕
管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと

- (16) 退所時情報提供加算〔250単位/回〕
入院のために退居した利用者について、医療機関へ利用者の生活歴や心身の状況など生活に配慮した情報を提供した場合に算定。入居者1人につき1回に限り算定する。
- (17) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）〔10単位/月〕
新興感染症の発生時に、第二種協定指定医療機関と連携体制を確保していること
新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応について、協力医療機関と対応方法を取り決め、連携し適切に対応していること
感染対策向上加算や外来感染対策向上加算を満たす医療機関や地域の医師会が実施する感染対策の研修・訓練に1年に1回以上参加し、助言や指導を受けること
- (18) 高齢者虐待防止措置未実施減算〔10%/日減算〕
虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設年4回開催し、そこで得た結果は介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
虐待の防止のための指針を整備すること
虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を定期的を実施する
上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- (19) 業務継続計画未実施減算〔30%/日減算〕
感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること
当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- (20) 協力医療機関連携加算【100単位/月】
協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を提供する会議を定期的開催していること
協力医療機関が下記の①、②の要件を満たす場合
①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- (21) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）〔10単位/月〕
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと

令和 年 月 日

(事業者)

ホーム名 グループホームひまわり館
住所 福岡県久留米市田主丸町田主丸1004 1
代表者名 理事長 鬼塚 一郎 印
説明者名 妹川 誠 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します

(利用者)

住所 _____
氏名 _____ 印

(身元引受人)

住所 _____
氏名 _____ 印

(連帯保証人)

住所 _____
氏名 _____ 印